

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第 13 条に基づく報告書（補遺）

平成 12 年 12 月 8 日
北 兵 庫 信 用 組 合
金融整理管財人

I はじめに

当組合は、平成11年10月28日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、兵庫県知事に対し、「当組合の業務又は財産の状況に照らし預金等の支払いを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申し出を行い、翌10月29日同知事より金融再生法第8条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、兵庫県知事に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成12年2月10日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

北兵庫信用組合の金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人3名とで構成する内部調査委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構、捜査当局との協議、情報交換を通じて法的責任追及の為の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告いたします。

第2 旧経営陣に対する退職慰労金等返還請求について

金融整理管財人は、旧経営陣に対する法的責任追及とは別に、旧経営陣が受領した退職慰労金の返還請求等を行っております。

この結果、前理事長から全額返還を受けております。更に、当組合の元理事長及び前専務理事については、退職慰労金全額の不支給と全国信用組合厚生年金基金からの支払済加算一時金全額の任意提供をそれぞれ受けております。

また、当組合の被管理金融機関としての業務運営のため、引き続き理事としての職務を命じていた者についても、既に退職慰労金の不支給と全国信用組合厚生年金基金から支払われる予定の加算一時金について任意に提供することの了解を受けております。

尚、退任理事のうち既に死亡している元理事長を除く元常勤理事2名については、現在も引き続いて支給済みの退職慰労金の返還請求を行っており、その1名からは話し合いの申し入れを受けております。

第3 刑事責任追及について

金融整理管財人は、内部調査事務局での調査の他に、就任直後より捜査当局からの要請により、当組合において旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について明らかにするべく、多額の不良債権を発生させた問題のある融資案件の全てについての情報提供等全面的な協力を行ってきているところです。

第4 民事責任追及について

1. 旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

余資運用については、まず当組合の破綻を表面化させた額面27億円余の私募外債であるプリンストン債の購入等に代表される余資運用について違法性が認められるかどうかを調査し、更にプリンストン債購入等を決定した背景を明らかにするために当時の当組合の実態的な財政状況を調査を致しました。

次に個別融資案件については、莫大な不良債権発生にみられる一連の融資行為について違法性が認められるかどうかについては、貸出金額を基準に抽出した不良債権、他行肩代り先、役員の親族企業への融資等を網羅的に調査対象としました。

2. 調査結果

(1) 余資運用に関する調査結果

余資運用の失敗については、既に当組合の破綻発表の相当前の時期から膨大な額の損失が発生しており、これをどのように処理するか苦慮していたものと考えられ、これが最終的に損失先送り手法の一つとしてプリンストン債を購入することにつながったものと思われます。

確かに、平成8年度には資金運用規程を制定し、その基準に形式的には適合していますが、そもそも、プリンストン債のような銘柄を本件の

ように多額に、しかも単一銘柄で購入することを許容する運用規程の内容自体がそもそも極めて不十分な基準であります。又、今回のプリンス
トン債購入については当組合の体力から考えて、あまりにも高額であり、
更には当然運用に際して心がけるべきリスク分散についての配慮を欠く
ものとして極めて問題のある行為と判断せざるを得ません。

(2) 不良債権発生に関わる融資に関する調査結果

莫大な額の不良債権を発生させた融資行為については、多くの問題点
を含んでおり、例えば当組合が当時既に破綻状況にあるとの認識から、
不良債権を表面化することを極力回避するため、当組合の旧経営陣の主
導により、順次従来の取引先あるいは新たな取引先をして債務の肩代わ
りをさせたのではないかと疑いを払拭できないような案件も存在して
おります。

3. 調査結果に基づく検討

(1) 当組合の旧経営陣に対する責任追及に関しては、上記の通り様々な
調査を行いました。余資運用や個別融資にかかる調査の結果では明
らかに民事賠償責任に結びつくような個別具体的法令違反は認められ
ませんでしたので、原則として、組合と旧経営陣との間の委任契約（中
企法第42条、商法第254条）に基づく一般的な善管注意義務違反
を理由として損害賠償請求が可能か検討する必要があると考えられま
す。以下、各項目ごとに記載いたします。

(2) プリンストン債について

まず今般のプリンストン債の購入に関しては、以下の理由により残念
ながら現時点では責任追求に踏み切ることは困難と考えましたが、今後
米国でのプリンストン債を巡る刑事・民事事件の進展や㈱整理回収機構
による調査等により新たな事実が判明する可能性があることから、㈱
整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう旧経営陣に対す
る損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

今般のプリンストン債の償還不能の原因は、当初予定されていた投資
運用が現実には失敗した結果により生じたものではなく、購入の際に説明
を受けていた米国の証券会社において本来行われているはずの分別管理
がなされていなかったことなどの理由により生じたものと考えられます
（事実関係については、今後米国での訴訟等により確定されるものと思
われます。尚、当組合もこのことを理由として平成12年6月1日米国の
裁判所に上記米国の証券会社らを相手に損害賠償請求訴訟を提起して

おります)。

かかる詐欺的な特殊事情による損害の発生の予見可能性については、当職らの現時点で把握している事実からは十分に判断を確定することは出来ず、よって、因果関係等の要件についても、現時点で判断を下すことは困難であり、引き続き責任追及が行われるべく前記の通り旧経営陣に対する損害賠償請求権を㈱整理回収機構に譲渡するものであります。

(3) その他の余資運用について

その他の余資運用の失敗については、当組合の運用が平成2年以前からの長年に亘るものであり、これについては過去10年間の当組合の財政実態を明らかにすべく比較表を作成したので、今後の㈱整理回収機構における責任追及において、善管義務違反を基礎づける一つの証拠として役に立つことが出来ればと考えております。

(4) 個別融資案件について

個別融資案件のうち、多額の不良債権を発生させた問題融資については、現在捜査当局による捜査が続いているところであり、捜査結果によって犯罪に該当するものがあるとされれば、それを理由として民事上の損害賠償の請求が可能となりうることも想定しうることから、その捜査結果を待っているところであります。

但し、仮に捜査の結果、刑罰法規違反が無いとされた場合であっても善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求を行いうるよう、現在預金保険機構の協力を受け、㈱整理回収機構と相談をしながら検討しておりますが、現時点での調査結果からは結論を出す迄には至っておりません。

4. 今後の対応

以上プリンストン債に関する以外の案件についても、今後㈱整理回収機構において引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡いたします。

以 上